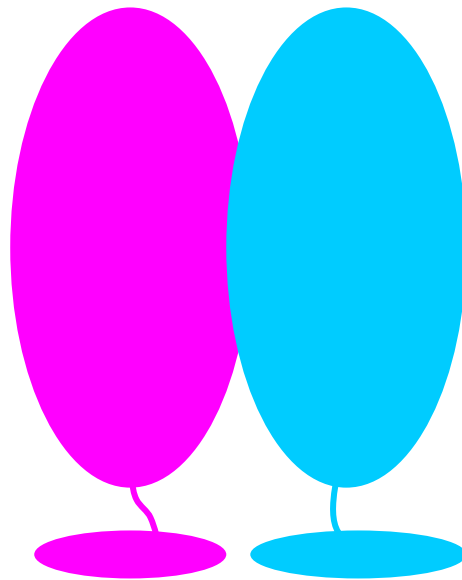


ひと ひと  
境港市  
女と男との いきいきプラン

心豊かで活力ある男女共同参画のまちづくり



## 心豊かで活力ある男女共同参画社会 の実現をめざして

少子高齢化の進行や社会経済情勢など、著しく変化する現代社会において、女性も男性も、性別にかかわらず、一人ひとりが尊重され、個性と能力を発揮し、心豊かで活力ある男女共同参画社会をめざすことは、まちづくりを進めていくうえで重要であり、基盤になるものだと思います。

境港市では、これまでに男女共同参画をテーマとする講演会や各種啓発活動などを市民と行政が一体となって取り組むとともに、1999（平成11）年には「境港市女性行動計画」の策定、2003（平成15）年には「境港市男女共同参画センター」の設置など、さまざまな施策を推進し、多くの成果を上げてまいりました。

一方、男女共同参画に関しての法改正や条例制定が次々に行われてきたにも拘わらず、性別による固定的な役割分担意識や社会的な慣行、差別的な取り扱いが解消されたとはいえず、女性に対する暴力や人権侵害の問題も存在しています。また、女性の置かれている現状だけに視点を置くだけでなく、男女双方の生き方にかかわる問題として捉え、社会全体で対応していくことも必要となっています。

このことから、本計画は、国や県の法律・条例などを基本的な指針として位置付けるとともに、市民の視点に立った計画書となるよう、市民代表で構成する境港市男女共同参画推進計画策定懇話会の委員の皆様が中心となり、多くの市民の皆様の意見を反映し、策定作業が進められてまいりました。

今後、男女共同参画社会の実現をめざすには、家庭、職場、地域、学校を含めた社会全体での協力と連携がより一層必要となります。本計画が指針となり、積極的な取り組みが展開されることを期待しております。皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

# 目

# 次

## ● 心豊かで活力ある男女共同参画社会の実現をめざして

- 計画策定の趣旨 / 計画の基本理念 / 計画の性格 / 計画の期間
  - 計画の体系
  - 境港市の取り組み経過・現状
- 

## ◆ 心温まる意識づくり

- 課題1 男女共同参画意識に基づいた教育・学習を推進する・・・8
  - (1) 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します・・・8
  - (2) 性に関する健康と権利の理解を深めます・・・9
  - (3) ジェンダーに関する問題の理解を深めます・・・10
  - (4) 男女が共に自分らしく生きるための意識改革を進めます・・・11
  - (5) 男女平等の視点に立って慣習・慣行の理解を深めます・・・11
- 課題2 あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する・・・12
  - (1) DV（ドメスティック・バイオレンス）などの人権問題に  
対する理解を高めます・・・13
  - (2) あらゆる暴力を許さない風土を醸成します・・・13

## ◆ 活力あるまちづくり

- 課題1 地域における男女共同参画を推進する・・・15
  - (1) 地域団体等への女性の参画を促進します・・・15
- 課題2 市政への男女共同参画を推進する・・・16
  - (1) 政策・方針決定過程への女性の参画を促進します・・・16
  - (2) 行政機関の男女共同参画を推進します・・・17

## ◆ 働きやすい環境づくり

- 課題1 就労の場における男女共同参画を推進する・・・19
  - (1) 男女平等の就労環境づくりを促進します・・・19
  - (2) 働きたい女性の就労を支援します・・・20
  - (3) 水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を  
推進します・・・20
- 課題2 仕事と家庭の両立を支援する・・・21
  - (1) 家庭生活等と両立できる就労環境づくりを促進します・・・22

## ◆ 笑顔のある暮らしづくり

- 課題1 暮らしの中の男女共同参画を推進する・・・23
  - (1) 家庭生活への男性の参画を促進します・・・23
- 課題2 自立と協働を育む環境づくりを進める・・・24
  - (1) 老若男女がいきいきと暮らせる環境づくりを進めます・・・24
  - (2) 男女の多様な生き方に対応した子育てや介護を支援します・・・25
  - (3) DVやジェンダーに関する悩みの相談、救済・支援体制づくり  
を進めます・・・26

## ◆ 計画の推進

- 課題1 推進体制の整備・・・27
  - (1) 男女共同参画の推進拠点を整備します・・・27
  - (2) 関連機関や各種団体等との連携を強化します・・・28

---

## ■ 参考資料

- ◇ 鳥取県男女共同参画推進条例・・・29
- ◇ 男女共同参画社会基本法・・・35
- ◇ 境港市男女共同参画推進計画策定懇話会委員名簿・・・39

## 計画策定の趣旨

現代社会は、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、家族形態の多様化など、様々な面で社会が変化しており、私たちが生活していくうえで大きな影響を及ぼしてきています。

また、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担意識は、未だに社会の慣行として根強く残っており、女性と男性の生き方に制約を与え、社会への参画機会を阻害している面があります。

こうした状況のなか、将来にわたって心豊かで活力ある社会を築いていくためには、女性と男性が対等なパートナーとして、あらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現が不可欠です。

このことから、本計画では、本市の現状や将来を展望し、男女共同参画社会の実現をめざした総合的かつ計画的な施策を推進するために策定するものです。

## 計画の基本理念

この計画は、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

## 計画の性格

(1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を尊重し、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「男女共同参画推進条例」を基本的な方針とするとともに、1999（平成11）年3月に策定した「境港市女性行動計画」の実績を踏まえ、今後本市が取り組むべき具体的な施策を示すものです。

(2) この計画は、市民と行政、地域団体などが協働して、男女共同参画社会の実現に向けて推進しようとするものです。

(3) この計画は、市民の意識を踏まえるとともに、市民の代表者により組織された「境港市男女共同参画推進計画策定懇話会」の協議内容などをもとに策定したもので、男女共同参画社会の形成に向けた総合的・包括的な施策への取り組みの指針となるものです。

## 計画の期間

この計画の期間は、2004（平成16）年度から2013（平成25）年度までの10年間とし、社会情勢の変化を考慮して、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



# 計画の体系

心豊かで活力ある男女共同参画のまちづくり

## 心温まる意識づくり

### 男女共同参画意識に基づいた教育・学習を推進する

- ①男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します。
- ②性に関する健康と権利の理解を深めます。
- ③ジェンダーに関する問題の理解を深めます。
- ④男女が共に自分らしく生きるための意識改革を進めます。
- ⑤男女平等の視点に立って慣習・慣行の理解を深めます。

### あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する

- ①DV（ドメスティック・バイオレンス）などの人権問題に対する理解を深めます。
- ②あらゆる暴力を許さない風土を醸成します。

## 活力あるまちづくり

### 地域における男女共同参画を推進する

- ①地域団体等への女性の参画を促進します。

### 市政への男女共同参画を推進する

- ①政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
- ②行政機関の男女共同参画を推進します。

## 働きやすい環境づくり

### 就労の場における男女共同参画を推進する

- ①男女平等の就労環境づくりを促進します。
- ②働きたい女性の就労を支援します。
- ③水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を推進します。

### 仕事と家庭の両立を支援する

- ①家庭生活等と両立できる就労環境づくりを促進します。

## 笑顔のある暮らしづくり

### 暮らしの中の男女共同参画を推進する

- ①家庭生活への男性の参画を促進します。

### 自立と協働を育む環境づくりを進める

- ①老若男女がいきいきと暮らせる環境づくりを進めます。
- ②男女の多様な生き方に対応した子育てや介護を支援します。
- ③DVやジェンダーに関する悩みの相談、救済・支援体制づくりを進めます。

## 計画の推進

### 推進体制の整備

- ①男女共同参画の推進拠点を整備します。
- ②関連機関や各種団体等との連携を強化します。

## 境港市の取り組み経過・現状

境港市では、働く女性が多い現状を踏まえ、1999（平成11）年に仕事と家庭の両立支援に重点を置いた「境港市女性行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策に取り組んできました。

特に、仕事と育児の両立を図るためのファミリー・サポート・センターの設置、放課後児童クラブや保育所サービスの拡大など、社会的な子育て支援についてきめ細かな施策を実施するとともに、ブックスタート事業やこども支援センターの設置など、家庭育児の支援との調和についても配慮してきました。

啓発活動については、境港フォーラムなどのイベントや公民館での社会教育講座、市報等を通じた啓発により、男女共同参画意識の向上に努めてきました。

2001（平成13）年には、それぞれに活動を続けてきた女性団体が連携を深めるため、女性団体連絡協議会を発足し、自らの力で女性センターを設置するなど、住民の中から新たな推進体制が芽生え、さらにこれが契機となって平成15年には境港市男女共同参画センターの設置に至ったことは、これまでの啓発活動の大きな成果であったといえます。

しかし、このように女性自身の男女共同参画意識の向上については、一部で目に見える形として現れつつあるものの、家庭や地域における男性の意識改革や女性一人ひとりの行動に直接結びついているかという点においては、DV問題の発生状況や自治会活動を始めとする地域活動の現状をみても、決して十分といえる状態ではありません。

境港市がめざす「協働のまちづくり」には、男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。男女共同参画社会推進の拠点として、男女共同参画センターの役割はますます重要になっています。



## 心温まる意識づくり

### 課題 1 男女共同参画意識に基づいた教育・学習を推進する

#### 現 況

国の男女共同参画審議会の答申を基に、国・県でも男女が互いにその人権を尊重する社会を築くために、性差別克服の取り組みの姿勢を明確にしてきました。

本市でも国・県の各種取り組みを受けて、女性行動計画を策定し、家庭・地域・社会への男女共同参画の促進、働く場における男女共同参画の促進等に努力をし、今日に至っていますが、その具現化にはさらに努力が必要です。

#### 施 策

〔1〕男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します。

男女共同参画社会をより確かなものにするには、家庭・地域社会・職場等で男女が共に自己の能力を発揮し、お互いにその人権を尊重していくことが大切です。

そのためには、家庭においては家事、育児、介護などに男性も自主的に関わること、地域社会においては女性が気軽に参加できること、職場においては女性に働きやすい環境であること、などの配慮が必要です。

そのようなことについて学習の機会を持つとともに、それぞれの場でお互いに研修できるようにします。

#### 市民は

- 家事や育児、介護について家族と話し合い、男性も積極的に参加するようにしましょう。
- 地域社会に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- 職場環境などについて、お互いに意見交換をする場を持ちましょう。

#### 行政は

- 女性の一層の社会参画を図ることを目指し、地域社会への関心が持てるよう各種の研修を企画します。
- 女性が働きやすい職場環境になるよう、企業等の研修を積極的に

働きかけます。

- 市役所が男女共同参画社会のモデルとなるよう、職員の意識改革をさらに進めます。

## 施 策

### 〔2〕性に関する健康と権利の理解を深めます。

誰にも生涯を通して健康に生きる権利が保障されなければなりません。しかし、女性に対する偏見や慣習に起因して、女性の体や性に関する健康と権利が損なわれている現状があります。

女性には、妊娠や出産のための仕組みが備わっているため、生涯を通して男性とは異なる多くの健康上の問題に直面します。

これらの諸問題について理解を深め、自分自身や他人の健康と権利を尊重できるよう、必要な知識の普及や意識の醸成を図ります。

### 市民は

- 自分やパートナーの健康を大切にします。
- 悩みや疑問は、そのままにしないで相談をします。
- 市の男女共同参画センターの情報を参考にします。
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて学びます。

#### ※ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性と生殖に関する健康と権利と訳され、個人、特に女性が生涯にわたって主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのための身体的、精神的、社会的な諸権利が基本的人権として保障されていること。

### 行政は

- 性別に関わる人権問題をテーマにした講演会や講座等を開催します。
- 健康相談や悩み事相談などの相談事業を推進し、妊娠・出産など、女性が慣習や偏見にとらわれず、自己決定ができるよう意識の啓発を図ります。
- 関連機関と連携し、女性の性と生殖に関する最良の健康を保つ権利が保障されるよう女性、男性双方に対し意識啓発を行います。
- 女性の多様な生き方を社会全体で認め合うために、各年代に応じた性に関する健康・権利に関する情報の収集・提供と広報誌による啓発活動を行います。

○男女共同参画センターに関連情報や図書の実を図ります。

#### 学校は

- 人権教育の中で、性に関する問題について学習します。
- 性に関する学習の中で、性の尊厳に関することを重視します。

#### 施 策

〔3〕 ジェンダーに関する問題の理解を深めます。

「男は仕事、女は家庭」「男はこうあるべき、女はこうあるべき」などといういわゆるジェンダーにとらわれず、一人ひとりの個性が尊重され、さまざまな役割と責任を男女が共に担い合える社会の実現をめざすことが大切です。

このジェンダーに関する問題を正しく理解し、それにとらわれない考え方を培います。

#### 市民は

- ジェンダーに関心を持ち、学習をしましょう。
- ジェンダーにとらわれない生き方について考えてみましょう。
- 地域社会における、ジェンダーの問題に関心を持ちましょう。
- 家庭でジェンダーについて話し合みましょう。

##### ※ ジェンダー

社会的、文化的につくられた性差、男は外で働き、女は家庭を守るという性別役割分担意識もジェンダーの一部。

##### ※ エンパワーメント

人それぞれが、本来自己の内面に持っているさまざまな力に気づき、それを発揮することをいう。

#### 行政は

- ジェンダーやエンパワーメントについての情報を提供します。
- ジェンダーやエンパワーメントについての講演や講座を開催します。
- 男女共同参画センターに関連情報や図書の提供、充実を図ります。

#### 学校は

- 学校生活全般を通し、児童・生徒にジェンダーにとらわれない生活の仕方について指導します。

## 施 策

〔4〕男女が共に自分らしく生きるための意識改革を進めます。

人権を尊重する社会が進行する中で、女性は自分なりの意見や考え方をもち、それを表現することによって自分らしさを発揮して生きることがとても重要になってきました。

一方、男性は従来の価値観や目標像にとらわれることなく、地域や家族の一員としての役割を女性とともに担うことが大切です。

この自分らしく生きることの大切さについて、情報や研修等を通して市民の意識改革を図っていきます。

### 市民は

- 自分らしく生きることの大切さについて学びましょう。
- 家庭や地域で自分自身を発揮できる場を広く持ち、自分らしく生きるように努めましょう。
- 子育てでは、子どもの「あるがまま」を受け入れ、子どもの親への信頼や尊敬の心を育みましょう。

### 行政は

- 自分らしく生きることの大切さについて、情報提供や学習機会を提供します。
- 男女共同参画センターに関連図書を提供、充実を図ります。

### 学校は

- 学校生活全体を通して、自分らしさを発揮できる場を多様に設定し、子ども相互の信頼や尊敬の心を育みます。

## 施 策

〔5〕男女平等の視点に立って慣習・慣行の理解を深めます。

私たちは、性別に関係なく一人ひとりの個性が尊重され、さまざまな役割と責任を共に担い合える社会の実現を願っています。しかし、家庭や地域社会などの暮らしの中には、男女を対等に扱わない慣習や慣行が依然として存在します。

このような慣習や慣行に気づき、それを見直す意欲を高めます。

### 市民は

- 性別にとらわれない男女平等の大切さに関心を深めましょう。
- 家庭や地域社会の中にある不合理な慣習や慣行に気づき行動しま

しょう。

- 地域活動での固定的な性別役割分担があれば、是正を求めましょう。

#### 行政は

- 市民に見直しが必要な慣習や慣行についての情報を提供します。
- 公民館の地区懇談会等での学習の場を提供します。

#### 学校は

- 地域社会の中にある慣習や慣行について学習します。

## 課題 2 あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する

### 現 況

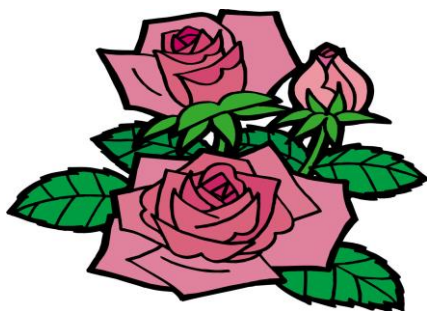
国の男女共同参画審議会が女性の人権を保障する視点に立った各種の提言を行って以来、女性に対する暴力の撤廃について、県、市も取り組みを推進してきたところです。

しかし、セクシュアル・ハラスメントを始め、さまざまな形態の暴力や差別、偏見などは依然として存在します。

それゆえ、ドメスティック・バイオレンスを始めとして、セクシュアル・ハラスメント、性の商品化、強制わいせつなどの性犯罪など、女性に対するさまざまな形態の暴力や差別、偏見などの問題を正しく理解し、人権侵害を引き起こさないことはもとより、積極的に人権を擁護する姿勢づくりをしていくことが大切です。

#### ※ セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。



## 施 策

### [1] DV(ドメスティック・バイオレンス)などの人権問題に対する理解を高めます。

ドメスティック・バイオレンスが、身体的暴力、経済的な脅し、外出の制限など、家庭での支配と服従の関係にあることや爆発期・開放期・緊張形成期というサイクルを繰り返しながら深刻になっていくこと、またそれによる暴力の連鎖等について、正しい理解を図ります。

※ ドメスティック・バイオレンス

夫婦や恋人など親密な関係にある男女（パートナー）間における身体的・精神的・性的な暴力。

#### 市民は

- 地域や家庭で、女性に対する暴力は許されないことを話し合い、暴力を許さない気持ちを高めましょう。
- 女性に対する暴力について、気づいたことは相談しましょう。

#### 行政は

- 女性に対する暴力の対応について、諸情報を提供します。
- 関連機関・団体と連携を深め、女性に対する暴力を許さない取り組みをします。

#### 学校は

- 学校生活のあらゆる場を通して、暴力は人権を否定するものであることを指導します。

## 施 策

### [2] あらゆる暴力を許さない風土を醸成します。

あらゆる暴力を許さない社会意識を高めることは、女性に対するさまざまな暴力を防ぐ大切な道筋の一つです。

「暴力は犯罪である」という認識のもと、地域社会のさまざまな場において、暴力が許されないよう働きかけるとともに、関連機関と連携して啓発活動を促進します。

あわせて、女性自らが人権侵害を見逃さず、はねのける力をつけるように啓発します。

## 市民は

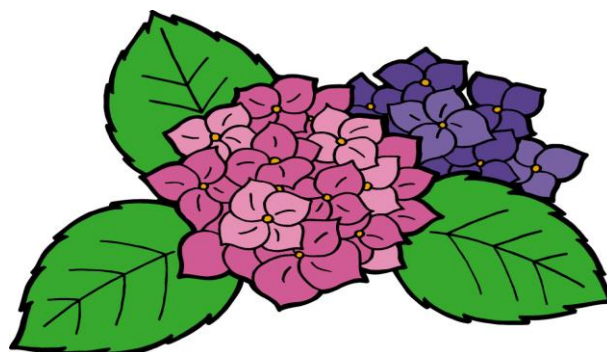
- 性暴力などの問題に関心を持ちましょう。
- 性暴力などの人権侵害をはねのける力をつけましょう。
- あらゆる暴力の防止活動に協力しましょう。

## 行政は

- 各種の啓発活動や情報を提供し、暴力を許さない気運を高めます。
- 関連機関と連携し、人権侵害に即応できる相談体制を整備します。
- あらゆる暴力防止のための情報を収集し提供します。

## 学校は

- 学校生活全体を通して、生命の大切さと友達を思いやる心を育みます。





# 活力あるまちづくり

## 課題 1 地域における男女共同参画を推進する

### 現 況

国や県は、基本法の制定以降、「男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画する」ことについて、順次施策を打ち出しています。

本市において女性は、各種地域活動、文化や趣味・スポーツなどのサークル活動、多様なボランティア活動などに参画し、積極的に行動を展開しています。

しかし、その活動範囲は個人的・趣味的な分野に片寄る傾向もあり、社会的分野への参加の少ない現状があります。一方、家事、子育て、介護等で地域の活動に参画できにくい女性も多く見受けられます。

政治的・経済的・環境的な分野と密接に関わりのある行政や地域活動等に、生活感覚を身に付けている女性が深い関心を持ち、進んで参画していくことは、地域社会の一層の活性化につながるものと考えます。

### 施 策

#### 〔1〕 地域団体等への女性の参画を促進します。

男女が家庭や就労だけでなく、さまざまな地域活動において、能力や個性を発揮することが、地域の活力の向上につながることはいうまでもありません。

しかし、女性の家事・育児・介護等についての比重は依然として大きく、地域活動に参加しにくい現状があります。

男女がお互いに家族の一員として協力し、仕事を負担していくような環境整備を促進します。

そのことによって、女性の地域団体への参画を容易にし、女性の持つ生活者の視点と柔軟な発想をまちづくりに生かすことが可能になるといえます。

一方、就労条件の厳しさによって、地域活動に参加しにくい女性に配慮した環境整備も大切です。このことについては関連機関と連携を深め各企業の理解を促します。



## 市民は

- 子育てや就労中の女性が地域活動に参加できるよう、家庭で話し合ひましょう。
- さまざまな立場の男女が地域活動について、話題を出し合う場を持ちましょう。

## 行政は

- 子育て中、あるいは働いている男女が参加しやすいよう、子育て支援策の充実を含めた環境の整備に努めます。
- 研修会などを催し、地域活動を担う女性の能力の向上を図ります
- 地域活動に参画している女性の集いを催します。
- 女性の参画を拡大して、まちづくりをしているモデル地区を紹介します。
- 地域活動・ボランティア活動などの情報を提供します。

## 学校は

- 地域活動やボランティア活動をしている人と共に学ぶ場をつくります。

## 課題 2 市政への男女共同参画を推進する

### 現 況

行政の政策や方針の立案、決定、実施等において、男女が対等な立場で参画すれば、その内容もバランスの取れたものになり、活力のあるまちづくりにとって極めて大切なものであるといえます。

しかし、市の行政施策の策定や決定過程への女性の参画は、各種審議会委員を始めとして増加しつつありますが、全体的にはまだ少ないのが現状です。

男女共同参画の市政運営を一層推進するため、女性委員の任用や多様な分野での女性の市政参画を推進する必要があります。

また、女性自らも幅広い視野と知識を身につけ、社会責任を担う意識の高揚とさまざまな場に、積極的に参画していく努力も必要です。

### 施 策

[1]政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。  
社会のあらゆる分野で女性が方針決定過程に参画していくことは、

男女共同参画社会基本法の基本理念の一つです。

各種審議会の委員のあり方を関連機関と十分に検討し、女性委員の登用をしやすいとします。

#### 市民は

- 自分が関わる様々な活動において自分自身の意見を持ちましょう。
- 議会や行政の取り組みに関心を持ち、積極的に関わりましょう。
- 各種審議会委員等の公募制度を活用しましょう。
- 各種団体の役員にも積極的に関わりましょう。

#### 行政は

- 性別に関わらず意欲と能力のある人材が広く委員に選任されるよう、公募による委員の登用等を進めます。
- 女性の任用を推進するための人材の把握と育成に努めます。
- 情報提供により、市政に対する市民の関心の喚起を促します。
- 関連機関と審議会のあり方を検討します。

#### 学校は

- 児童会や生徒会、学級会の各係等に積極的に関わるよう指導します。

### 施 策

#### 〔2〕 行政機関の男女共同参画を推進します。

行政機関（特に市役所）は、あらゆる分野の施策やサービスの提供を通して市民と関わるまちづくりの拠点です。この市役所で、男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合い、その職務を執行していくことは、行政機関として極めて大切なことです。

これまでの男女共同参画職場づくりによる職員の意識改革を継続するとともに、様々なサービスにジェンダーに敏感な視点をもって市民に接するようにします。

一方、女性の能力・資質の向上のため、各種研修会へ積極的に出席するようにします。

#### 市民は

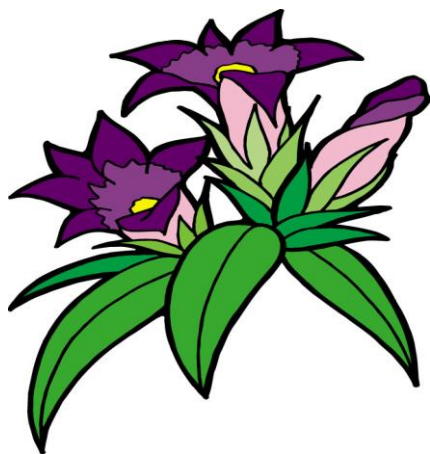
- 市の施策やサービスをジェンダーに敏感な視点で点検しましょう。
- 男女共同参画を推進する視点で市役所に提言しましょう。

#### 行政は

- 採用・登用・配置等における男女平等の浸透度合いやセクシュア

ル・ハラスメントの現状を把握し、職場の中の固定的性別役割がないかを検証します。

○行政機関の男女共同参画の推進状況を公表します。



## 働きやすい環境づくり

### 課題 1 就労の場における男女共同参画を推進する

#### 現 況

男女共同参画の実現には、男女が経済的に自立し、能力を最大限に発揮できることが重要です。そのためには、男女ともにお互いの持つ個性と能力を十分に発揮できる職場環境や労働条件を整備していく必要があります。

一方、産業構造の変革、女性の高学歴化やライフスタイルの多様化により、就業意識の高まり、女性の職場進出が進んでいます。

しかし、男女が同じ職種では、管理職は男性で職員は女性という分け方や女性の専門的な業種では労働条件の厳しさや昇進の機会の少なさなど、問題が依然として残っています。

また、自営業においては、男性と同じように働きながら家事をすることがほとんどで、そのうえ労働時間も一定しているとはいえないため、女性の負担は大変に大きいことも問題です。

このような現況を捉え、就労の場で、女性の能力を発揮する機会が保証されるよう促進していきます。

#### 施 策

##### 〔1〕男女平等の就労環境づくりを促進します。

女性が単純労働者や男性の補助的労働力ではなく、自立した責任ある職業人として育っていくには、男女平等の職業観の確立が大切です。

そのためには、職場の中でよくみかけられる掃除、お茶の用意、その他、根強く残る固定的性別役割を是正し、男女平等意識の高揚を図っていく必要があります。

また、採用、昇進、セクシュアル・ハラスメントなどの女性への不当な扱いをなくす働きかけをしていきます。

#### 市民は

- セクシュアル・ハラスメントなどの不当な扱いに声をあげましょう。

### 事業者は

- 女性が能力を十分に発揮できる環境づくりに努めましょう。

### 行政は

- 女性がいきいきと働いている事業所の紹介をします。
- 社内研修の講師情報を提供します。
- セクシュアル・ハラスメントに関する情報を収集し提供します。
- 働く女性の就労環境の実態を関連機関と連携して調査します。
- 関連機関と連携を深め、働く女性の能力と職業意識の向上のための情報を提供します。
- 女性の就労を支援する情報を収集し提供します。

### 学校は

- 事業所体験を通して、男女が協働することの大切さを体感させます。

## 施 策

### 〔2〕働きたい女性の就労を支援します。

各種企業に、募集・採用・昇進における男女雇用機会均等法の周知を図ることや女性雇用によって効果を上げている企業等の紹介を行います。

一方、働きたい女性に、能力にあった職業選択ができるように、また、一時的に就労の場を離れた女性への再就職への支援をします。

### 市民は

- 働きたい気持ちを大切にし、その準備をしましょう。
- 自分らしく働くための知識や技能を身につけましょう。

### 行政は

- 就労支援や能力の向上を図るための学習機会や情報を提供します。
- 経済的に困難な家庭の自立を促進するための支援情報を提供します。
- 女性の就労支援のための情報提供やアドバイス等をします。

## 施 策

### 〔3〕水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を推進します。

水産業や農業、商工業などの自営業の家庭では、女性は男性と同じような仕事をしながらも男性主体の場合が多く、女性の労働が正当に

評価されにくい面があります。

女性が生きがいを持って経営に参画できるよう、正しい理解と評価を促します。

## 市民は

○自営業の女性の仕事の関わり方に関心を持ちましょう。

## 行政は

○女性の就労意識の向上や、労働条件向上のための研修会を関連機関と連携して催します。

○関連機関と連携し、自営で働く女性の悩みの相談に応じます。

○先進的な取り組みをしている地域の情報を収集し提供します。

○「家族経営協定」などを促進します。

### ※ 家族経営協定

農業経営における家族の役割や貢献を適正に評価し、家族で話し合っ  
て収益の分配や労働時間などについて文書で取り決めておくこと。

## 課題 2 仕事と家庭の両立を支援する

### 現 況

全国の働く人口総数に占める女性の割合は4割を越え、このうち既婚女性の占める割合はおよそ半数となっています。

働く既婚女性にとって大きな問題は育児ですが、この育児問題に関しての社会的な解決の手段は、近年次々設けられてきました。

しかし、保育時間の問題や幼児が病気にかかった時の問題、労働時間の短縮の問題など、十分とはいえないのが現状です。

本市においては、保育所における土曜午後保育、3歳未満児の入所拡大、ファミリー・サポート・センターの設置など、行政的な配慮がなされてきましたが、出産・育児に伴う休暇取得など、いまだ不徹底な面があります。

一方、家庭生活においては、男女が役割と責任を担い、家事や育児、高齢者の介護などを社会全体の支えの中で行っていくことが大切です。

しかし、この家庭生活における男女がお互いに役割と責任を担い合うということについて、十分とはいえない現状があります。

## 施 策

### 〔1〕 家庭生活等と両立できる就労環境づくりを促進します。

家庭生活において、男女が役割分担をして家事・育児・介護等を行う働きを強め、女性の家庭生活での心理的、肉体的な負担の軽減に努め、安心して就労できる環境を促進していきます。

一方、就労の場で、育児休業や介護休暇の取得を男女が共に取得しやすいように関連機関に働きかけをすると共に、労働時間の短縮など柔軟な働き方ができるように促します。

#### 市民は

- 市報やホームページを活用し、育児休業・介護休業等の制度活用について、詳しい情報を収集しましょう。
- 就労環境が整備されているモデル企業から学びましょう。

#### 事業者は

- 育児・介護休業法などの法律を遵守しましょう。

#### 行政は

- 事業所や市民を対象として、両立支援の必要性などの理解を深めるための情報を提供します。
- 関連機関と連携し、就労環境の整備を事業所に働きかけます。
- 就労環境整備されているモデル事業所の情報を収集し提供します。





# 笑顔のある暮らしづくり

## 課題 1 暮らしの中の男女共同参画を推進する

### 現 況

社会の最小単位である家庭での男性の参画は、男女共同参画社会を実現するための基本です。2000（平成12）年度の全国調査によると、共稼ぎ家庭で男性は、4人に1人が家事に全く参加しないということや、家事分担をしていても妻が家事の8割以上を担う「妻集中型」が78%近くになるということが報告されています。

このことは、本県や本市でもあまり変わらないと考えられます。

家庭生活において、お互いに対等の立場で話し合い、役割を分担し相互に助け合って、笑顔のある心豊かな家庭生活となるように推進していきます。

### 施 策

#### 〔1〕 家庭生活への男性の参画を促進します。

男性が家庭責任として、家事、育児、介護などに関わっていけるような実践的な能力の養成を図り、自主的にそれらに関われるように努めます。

このような実践力の養成は、一方では生活のための知識や技術の取得にもつながり、生活面の自立にも役立ち、暮らしも豊かになることが実感できるようにします。

#### 市民は

- 家事や育児・介護等について、家族みんなで話し合しましょう。
- 男性も家事や育児・介護等を積極的に分担しましょう。
- 家庭生活に必要な知恵や実践力を身につけましょう。

#### 行政は

- 男女が共に家庭生活を担うための学習機会や情報を提供します。
- 男性の家庭参画に関する情報を収集し提供します。
- 家庭生活に必要な知恵や実践力等についての情報を提供します。
- 関連機関と連携し、男女がともに取得できる育児休業等について周知するようにします。



## 学校は

- 家庭科学習が日常生活に生かされるよう指導します。
- 保育所や介護施設等の体験学習の積極的参加について指導します。

## 課題 2 自立と協働を育む環境づくりを進める

### 現 況

少子高齢化の社会が進行する中で、子育てと高齢者の問題を中心に置き、この問題の解決に力を注いでいかない限り笑顔のある暮らしづくりなど考えられません。

高齢者介護や看護、子育てなどの多くが、これまで女性が主として携わってきた経緯があります。これらはいずれも重労働であるとともに、家庭に閉じこもらざるを得ないために地域社会との多様な関わりが制約され、さらに肉体的疲労やストレスなどの健康障害も心配されます。

一方、家族責任として男女が役割分担を担っても、困難なこともまたあります。

このようなことを解決していくには、家族・市民・行政の連携を一層強化する必要があります。

本市においても、少子高齢化が進み、本年度の65歳以上の人口構成比率は、22%を超えています。今後も高齢化が進み、2010（平成22）年には24%を超えると予想されています。

また、介護や看護、子育てのために関わっている行政や市民団体の取り組みは充実しつつありますが、家族一人ひとりの自立と協働を考えるとさらなる強化が必要です。

### 施 策

#### [1] 老若男女がいきいきと暮らせる環境づくりを進めます。

家事・育児・介護・冠婚葬祭など、家庭における責任を男女が共に担えるような平等意識の確立に努め、家族一人ひとりの個性や生き方が尊重され、自立できる力をつけるようにしていきます。

一方、男女がいきいきと暮らしていくためには、地域との関わりも大切です。高齢者の生きがいや仲間づくりの支援、子育ての支援、各種の団体等への参加の支援等について、関連団体と連携をして進めていきます。

## 市民は

- 地域活動に参加する意欲を持ちましょう。
- 高齢者も経験を生かし、地域活動に積極的に参加しましょう。

## 行政は

- 市民が地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます。
- 市民と協働で進めるまちづくりを進めます。

## 学校は

- 家庭でお手伝いなどの仕事を受け持ち、自分も家族の一員として暮らしていくように指導します。

## 施 策

### [2] 男女の多様な生き方に対応した子育てや介護を支援します。

一人ひとりが自己の思いや願いを生かし、自分らしく生きていこうとすることは、男女共同参画社会を進めていくには大切なことです。

しかしながら、家庭生活において、家族を構成する男女がいくら協力して子育てや介護などをして、家庭生活と就労・地域活動等を両立しにくいことも多く、そのため、自分らしく生きることが難しいこともあります。

このようなことを考慮し、子育てや介護の支援をします。

## 市民は

- 介護や育児等で支援が必要な人を応援しましょう。
- NPO、市民団体、行政などの支援事業に参加・協力しましょう。

## 行政は

- 子育て支援サービス・介護支援サービス等の提供をします。
- 安心して仕事と育児が両立できるように、保育所、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター等との連携を図ります。
- 子育て支援の情報を収集し、提供します。
- 安心して仕事と介護や看護との両立ができるように、関連機関と連携を図ります。
- 境港市次世代育成支援計画（H17.3策定予定）、境港市高齢者保健福祉計画・境港市介護保険事業計画の推進に努めます。

## 施 策

### 〔3〕 DV やジェンダーに関する悩みの相談、救済・支援体制づくりを進めます。

夫や恋人から暴力を受けていることを他の人に相談することは容易なことではありません。十分な配慮とプライバシーの保護に努めて、救済・支援の体制づくりを進めていきます。

一方、地域社会や家庭に依然として残る「男だから、女だから」という固定的な考え方で悩んでいる男女への相談や支援も大切です。このことについての体制づくりも進めていきます。

#### 市民は

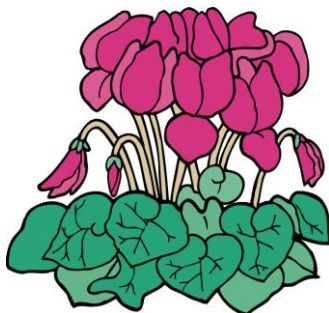
- 不安や悩みを自分だけに閉じ込めなくて、相談をしましょう。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）やジェンダーに関する情報に関心を持ちましょう。

#### 行政は

- DV やジェンダーの問題で悩んでいる女性の相談に応じます。
- NPO や関連機関と連携し、DV 等の人権侵害で困っている女性の支援をします。
- プライバシーに配慮した相談・支援・救済の窓口を関連機関と連携し、充実に向けて努力します。
- DV やジェンダーに関する情報を収集し提供します。

#### ※ N P O

行政及び企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。1998年、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法（いわゆる NPO 法）が成立。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境などの様々な分野で活動を行っている。



# 計 画 の 推 進

## 課題 1 推進体制の整備

### 現 況

この計画を確かなものにするためには、市民の多様な活動と行政との総合的な調整が必要であり、市民が主体となった組織の整備とその活動を促進する必要があります。

その中で、各種団体や関連機関・行政が協働の立場で結ばれ、男女共同参画に関わる各種情報を交換し合うことが極めて大切になってきます。

また、計画の徹底を図るには、常に推進状況を確認することが必要であり、そうしたシステムの構築が求められます。

### 施 策

#### 〔1〕男女共同参画の推進拠点を整備します。

男女共同参画のまちづくりの推進拠点を整備することは、この計画を推進していくためになくしてはならないものです。

本市においては、2003（平成15）年6月、境東地区学習等供用施設「なぎさ会館」の事務室が『境港市男女共同参画センター』としてスタートしました。

このセンターが、地域活動の推進主体となる女性リーダーの育成を図るとともに、各種団体の活動拠点として有効に機能するように整備します。

#### 市民は

- 境港市男女共同参画センターを積極的に活用しましょう。
- 男女共同参画を推進するグループの活動に参加しましょう。

#### 行政は

- 市民の意見を取り入れながら、男女共同参画センターの運営・機能の充実に努めます。
- 情報発信機能を充実します。
- 活動機能や相談機能の充実に努めます。
- 各分野に関わる専門的知識を持つ女性の人材を掌握します。

- 計画に対する理解を深め、広く市民の意見を求めながら推進します。
- 市民意識調査、統計調査等に基づき、男女共同参画の推進状況の評価をします。

## 施 策

### 〔2〕 関連機関や各種団体等との連携を強化します。

各種の関連機関や地域団体等とのネットワークづくりを進め、相互の情報を交換し合うことは、男女共同参画社会を進めていく上で極めて大切なことです。

本市においては、鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」との連携を深めるとともに、他市町村とのネットワークを進めています。さらに各種団体との連携を取り入れることで、一層効果的な結びつきが必要です。

#### 市民は

- 男女共同参画センターとのネットワークをつくりましょう。
- 男女共同参画をテーマとする各種講座、研修等に参加しましょう。

#### 行政は

- 鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」との連携を深めます。
- 他市町村と協調し、効果的な事業の推進に努めます。
- 各種団体等と様々な分野で協働の立場に立って連携を深めます。

